

少年少女スポーツ活動助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、少年少女のスポーツ意識の高揚と競技力の向上を図るため、スポーツの振興、普及に寄与すると認められる個人及び団体に、尾道市体育協会が必要な助成を与えることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 助成対象は、広島県を代表して全国大会及び国を代表して国際大会に出場するスポーツ競技で、次の団体が開催する競技種目とする。

- (1) 文部科学省、日本体育協会主催の国民体育大会
- (2) 高校体育連盟主催の選抜大会、総合体育大会
- (3) 高校野球連盟主催の選抜大会、選手権大会
- (4) 各種競技団体主催の全国競技大会
- (5) その他これに準ずる団体主催の全国大会
- (6) 国際的な団体が主催する国際大会

(助成対象基準)

第3条 助成対象者は、尾道市民及び尾道市民に準ずる少年少女(高校生以下)で、参加登録名簿に登録された選手とする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、開催地に関係なく次のとおりとする。

- (1) 個人については、一人5,000円とする。
- (2) 団体については、一団体50,000円を上限とし、人数一人当たり5,000円として計算する。
- (3) 国際大会の個人については、一人10,000円とする。
- (4) 国際大会の団体については、一団体100,000円を上限とし、人数一人当たり10,000円として計算する。

(助成金の申請)

第5条 申請者は、少年少女スポーツ活動助成金申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付し、会長に提出しなければならない。

2 申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 大会要項等

- (2) 参加者登録名簿
- (3) 予選会結果報告書

(助成金の決定)

第6条 会長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、第2条各号のいずれかに該当すると認めたときは、少年少女スポーツ活動助成金決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、申請者へ通知するものとする。

2 会長は、前項の審査の結果、助成金の交付が適当でないと認めたときは、少年少女スポーツ活動助成却下通知書（様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 決定通知書の交付を受けた個人又は団体は、少年少女スポーツ活動助成金交付請求書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

(結果報告)

第8条 交付を受けた個人又は団体は、大会の結果を大会結果報告書（様式第5号）により、会長へ報告しなければならない。

付 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。